# 会議等報告書

| | |
|---|---|
| 会議等の名称 | 平成３０年度第１回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会及び第１回安城市地域包括ケア協議会 |
| 主　催 | 高齢福祉課 |
| 日　時 | 平成３０年８月６日(木)午後１時３０分から午後３時１０分まで |
| 場　所 | 市役所本庁舎３階　第１０会議室 |
| 傍聴人 | なし |
| 内　容 | 別添会議資料のとおり |

１　市長あいさつ(要旨)

本市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの安定した推進に取り組んでいく。そのために認知症高齢者の支援と切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を重点項目に据えて事業を推進する。具体的には、認知症サポーターの養成、見つかるつながるネットワークの利用促進を継続的に実施するとともに、今年度から愛知県のオレンジタウン構想のモデル事業を受諾し、若年性認知症や介護者支援にも取り組み、認知症に優しい街づくりを進めていく。

また、今年度から在宅医療サポートセンターが市の事業となった。在宅医療サポートセンターに関する課題の抽出と検討、相談体制の充実、在宅医療に関する啓発に取り組む。この計画の実現のために、委員の皆様のご協力をお願いしたい。

今回出席された皆さんには「あんジョイプラン」の推進及び地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営について、また地域包括ケアシステムの構築・推進について意見をいただき高齢者施策の一層の推進にご協力をお願いしたい。

２　辞令交付

３　委員紹介

４　会長選出

（事務局）

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会規則第３条第２項により、会長は委員の互選により定めるとあるが、委員の皆様から意見はあるか。

（委員）

前回会長を務めていた神谷委員が適任ではないか。

委員から異議なしの声あり。会長は神谷明文委員に決定。

５　会長あいさつ

この会議は３つの会合がセットになっている。

①　　あんジョイプランの進捗状況をはじめとした、介護保険の実施状況の報告

②　　地域包括支援センターの適切な運営について審議
③　　地域包括ケア協議会
　我々は与えられた資料だけでは全ての内容を理解して審議することはできないが、この会議を開催することは役所の仕事の結節点になるので、この会議は存在するだけで意義があると思う。意見をいただき有意義な会議にしたい。

６　副会長及び苦情処理部会委員指名
（事務局）
　介護保険・地域包括支援センター運営協議会規則第３条第２項により、副会長は会長の指名により定めるとある。会長に、副会長の指名を依頼。
（会長）
　運営協議会副会長は、清水委員にお願いしたい。

本人了承、副会長は清水委員に決定。

（事務局）
　介護保険・地域包括支援センター運営協議会規則第７条により苦情処理部会委員を４名以内で会長の指名により定めることとなっている。会長に、苦情処理部会委員の指名を依頼。
（会長）
　苦情処理部会委員には西尾委員、柴田委員、岩間委員、藤井委員をお願いしたい。

　会長の指名により、西尾委員、柴田委員、岩間委員、藤井委員が苦情処理部会委員に決定。

７　議題
　議事の取り回しは会長

議題（１）あんジョイプラン７の進捗状況について（報告）
(説明要旨)
●あんジョイプラン７の概要について。７つの基本目標のもとに２６の施策、その下に８５の個別事業が位置付けられている。
●２９年度のあんジョイプランの進捗状況について。全８５の個別事業のうち、数値目標のある事業は５５事業、そのうち目標達成した事業は３０、達成できなかった事業は２５であった。
●介護保険事業計画について。介護保険事業計画は、介護保険の対象サービス種類ごとに利用見込み量を算出し、介護保険にかかる事業費の見込みや、介護保険料の算定をするなど、介護保険事業運営の基本となる計画である。実績について、個別項目をみると計画値と開きがものもあるが、全体的に見れば概ね計画とおり推移している。

【質疑】
（会長）
　資料１－２「文章表現」とは何か。

（事務局）
　数値目標がそぐわない事業については、文章表現で進捗状況を記載している。
（会長）
　実施状況が文章表現による事業について、実際にうまくいっているどうかは、どこかに書いてあるのか。
（事務局）
　個別事業の進捗の評価については資料１－３に記載している。
（会長）
　評価を文章で表現しているということか。
（事務局）
　その通り。評価の方法は、数値目標が有る事業と、無い事業がある。「文章表現」となっている事業は、数値目標のない事業である。

議題（２）あんジョイプラン８について（報告）
（説明要旨）
●あんジョイプラン８の概要について。平成３０年から開始するこの計画は、基本目標として「介護保険サービスの安定と充実」、「介護予防・生活支援施策の推進」、「高齢者福祉の推進」の３つがあり、その下に１７の施策と、８２の個別事業を定めている。
●介護保険料の算定について。介護サービス別の利用者数等の推計を基に、６５歳以上の被保険者の保険料算定をしている。その結果、第７期の保険料基準額は月額５，２９０円、年額で６３，４８０円となった。
●施設整備計画について。今回は、１００人規模の特別養護老人ホーム１か所、認知症対応型共同生活介護２か所、地域密着型特別養護老人ホーム１か所、地域密着型特定施設１か所を公募により整備する。

【質疑】
（委員）
　１００床の特別養護老人ホームを整備するということは、待機者が１００名いるということか。
（事務局）
　特別養護老人ホームに調査を行ったところ、平成３０年４月１日現在、１００名ほどの待機者がいるとの事である。
（委員）
　以前から待機者の１００名は変わらない。なかなか入居できない人はずっといる。
　特別養護老人ホームの利用率は全国的に低下している。理由は、要介護３，４，５以上という条件の縛りができたことと、サービス付き高齢者向け住宅ができたのが理由のようだ。また民間にも高齢者向けのサービス施設が増えている。このような状況で特別養護老人ホームを増やして良いのか、安城市の考えを教えて欲しい。

（事務局）
　従来は待機者数だけを判断基準として施設整備を実施した。今回は、安城市が近隣市と比較して、要介護３以上の人に対する特別養護老人ホーム整備率が低かったた

め、従来通り整備を進めることとした。ただし、今後の施設整備については、将来推定を考慮したした上で進めていく。
（委員）
　介護人材不足について。県外や市外の人が安城市内に事業所を作って安城市民を雇用すると、安城市の雇用が増えて良いという意見があるが、それは正しくない。安城市内での介護人材の総数は限られており、県外、市外の人が安城市内に事業所を設置しても、安城市の雇用が増えるわけではない。実際は、事業所間で安城市の介護人材の取り合いとなってしまう。県外、市外から介護人材を連れてきてもらいたい。
（事務局）
　今後の人材確保については皆さんの意見を聞きながら対応を考えたい。

議題（３）平成２９年度介護保険事業特別会計決算について（報告）
（説明要旨）
●安城市の介護保険事業の実施状況について項目ごとに説明。
●被保険者数について。２９年度末時点における、６５歳以上の第１号被保険者数は３８，５０７人、６５歳以下の第２号被保険者数は６２，７４４人で、いずれも前年に比べて増加している。
●高齢化率は２０．４％で、前年に比べ０．２７％増加している。
●要介護認定者数は２９年度末で５，６０６人である。
●介護サービスの利用状況について。平成２９年度の全居宅サービスの利用件数は１１，９５５件で、前年に比べ増加している。
●介護保険料の収納状況について。２９年度分の保険料収納率は９９．５％であった。
●介護保険特別会計については、歳入と歳出の大きく２つに分けて説明。
●まず、歳出については、介護サービス費である保険給付費が主なものとなっており、歳出決算額の総額は９３億２６００万円余で、対前年比６．９％増加した。
●歳入について、被保険者が納付する介護保険料が主なものとなっており、歳入の総額は９４億９９００万円余であった。
●歳入、歳出の差額１億７２００万円余は翌年度に繰越とする。

（質疑なし）

議題（４）平成３０年度介護保険制度の改正点について（報告）
（説明要旨）
●介護保険料の変更について。２０１８年度から２０２０年度までの３年間の介護保険料は月額５，２９０円となった。
●利用者負担の割合について。平成３０年８月から、特に所得が高い人が介護サービスを利用した際の負担割合が３割に変更となった。
●福祉用具貸与について。平成３０年４月から、利用者の心身の状態に合わせて適切な福祉用具を選択できるよう、機能や価格帯が違う商品の提示が義務付けられた。

（質疑なし）

議題（５）平成２９年度地域包括支援センター事業の事業報告及び決算状況について（報告）

（説明要旨）
●地域包括支援センターは、平成２９年度に全ての中学校区に整備し、８つのセンターで運営している。
●相談業務について。センター全体の相談件数は４７，８０８人であり前年比で２５％増加した。これは、センターが７か所から８か所に増加し、１センターあたりの相談件数が増加したためである。
●平成２９年度地域包括支援センター事業の決算状況について。各地域包括支援センターへは、市役所から委託料を支払っている。内容は人件費と事務費で、全体の予算額は１億６，５００万円、決算額は１億５，０００万円となった。

（質疑なし）

議題（６）介護予防支援業務の一部委託について（承認）
（説明要旨）
●介護予防支援事業におけるケアプラン作成は原則、地域包括支援センターが作成することとなっているが、事情等がある場合は外部の居宅介護支援事業所に委託することができる。その場合、委託する事業所選定について協議することとなっている。
●本来であれば、新規で事業所に委託をする際には協議を行うべきではあるが、委託のたびに協議するのは困難であるので、まとめて遡って承認という形式でお願いしたい。

【質疑】
（会長）
　岡崎市の事業所が介護予防事業の委託先となっているのはなぜか。
（事務局）
　夫婦で事業所を利用しているため。妻は介護が必要で、岡崎市の事業所を利用している。夫も同じケアマネージャーが良いので、同じ事業所を利用している。

（会長）
　特に問題なければ、各委員承認ということでよろしいか。

　異議等なしのため、議題６については承認された。

議題（７）平成３０年度地域包括ケアの事業計画について（報告）
（説明要旨）
●前回の協議会において、平成３０年度の地域包括ケアの事業計画の概要については承認をいただいたが、今回は計画の具体的な内容の報告をする。
●資料６の「２、地域ケア会議の開催と各部会の活動」について。個別会議と地区会議がある。個別会議は、高齢者自立支援のための会議の開催のため調整を行っていく。地区会議については、各地域包括支援センターが掲げる地域課題の解決を目的として

いる。
●「３、在宅医療介護連携の推進」について。在宅医療サポートセンターは、今までは愛知県が安城市医師会に委託していたが、今年から安城市が委託する。また、安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」の活用を推進していく。医療は安城市だけの問題ではないので、市をまたいだ利用ができるよう、近隣市とも協定を締結する予定。
●「４、認知症施策の強化」について。愛知オレンジタウン構想「認知症に理解の深いまちづくりモデル事業」を愛知県から受託し、平成３０年度から３年間取り組む。専門職の認知症対応能力向上研修などを実施する予定。

【質疑】
（会長）
　地域ケア会議は、地域包括支援センターが中心となって行うのか。
（事務局）
　地域ケア個別会議と地域ケア地区会議は、地域包括支援センターが中心に行う。
（会長）
　オレンジタウン構想について。安城市は認知症に関しては先進的に取り組んでいるので、受ける必要は無いのではないか。
（事務局）
　県から打診があったので受けた。
（事務局）
　愛知県からの補助金は出るので、認知症の分野で、安城市の弱い部分を行っていく。

（会長）
一通り議題について審議が終了したが、全体を通して質疑等はあるか。

（委員）
（１）特別養護老人ホームの入居待機者１００名というのは１つの施設か、市全体か。
（２）要望事項。資料１－３、あんジョイプラン７の進捗状況で、サロンや町内福祉委員会の活動支援の評価が高い。市からの補助金を使ってサロン活動等をしているが、補助金を早めに交付することは可能か。補助金の申請を６月に出しても下りるのが年度終わりなので、会計上は非常に苦労する。可能であれば、２、３か月で補助金が交付されるようになると助かる。
（事務局）
　① について。待機者は市全域である。
（事務局）
　各施設が入所判定員会を開きＡ～Ｃでランク付けし、緊急度の高い人、かつ要介護度３以上の待機者数が１００人である。ただし、複数の施設に申し込んでいる人や、すでに死亡している人もいるため、各施設の待機者名簿上はもっと数が多い。

８　野口顧問講評（要旨）
欠席のため事務局が代読。
●あんジョイプラン７の進捗状況について。個別事業の進捗状況は全体的に良好であ

る。目標達成率が低い事業については継続的に努力するように。
●介護人材の安定的確保のためにはＡＩを操る知識だけでなく人の知性と尊厳とは何かを根本に立ち返って福祉教育を若い世代から始めることが必要である。介護人材確保や養成プログラムを開発し実行することが大切である。
●要介護度が改善すれば事業者に成功報酬を与える制度を検討してほしい。岡山市が２０１５年度から利用者の日常生活機能の維持・改善を評価し、指標を達成した事業所には表彰をしている。また市の予算から１０万円程度の奨励金を出している。他にも川崎市等が同様の制度を取り入れている。
●地域支援事業費を介護保険給付から切り離し、介護保険制度外サービスの開発をしてほしい。高齢者の在宅生活支援サービスを実施する民間の事業所が相次いで登場しているため、介護保険を利用するのではなく、これらの民間サービス利用を推進していくべきである。